

社会福祉法人 貴 峯

# 第三次中期行動計画

～ 法人経営・施設運営の  
「基本方針」と「重点的取り組み」 ～

# 目 次

I 策定の趣旨	1
II 法人経営の「基本方針」と「重点的取り組み」	2
基本方針	2
重点的取り組み	
○幹部会議の定例開催	2
○業務連絡会の定例開催	2
○指定共同生活援助事業（グループホーム）の体制整備	3
○法人と施設の将来方向の研究	3
○地域支援センター敷地の活用	3
○防災対策の着実な整備	4
III 施設運営の「基本方針」と「重点的取り組み」	4
基本方針	4
重点的取り組み	
○授産部の充実	4
○ボランティア受入れの計画的取り組み	5
○日中活動のあり方検討	5
○研修の強化と職員自己啓発への支援	5
○通所部門の活動強化と相談機能の充実	6
IV 附属資料	7

## 第三次中期行動計画の策定について

### I 策定の趣旨

社会福祉法人貴 峯は、平成21年4月1日を起点とする5ヶ年間の「第一次中期行動計画」を、さらに平成26年4月1日からは、同じく5ヶ年間の「第二次中期行動計画」を定め、法人経営と施設運営の計画的かつ具体的な指針としてまいりました。

折から、平成29年度の社会福祉法の改正は、その視点として社会福祉法人はこれまで以上の公益性、非営利の確保、多様・複雑化する福祉ニーズへの的確な対応等を通して地域社会の発展に貢献することを掲げ、具体的な取組として、

- 事業運営の透明化
- ガバナンスの強化
- 財政規律の整備
- 地域における公益的な取り組み

を求めていいます。

この改正は、これまでそれぞれの社会福祉法人が取り組んできたものであるとはいえ、改めて法定化された意義は大きく、社会の公器としての社会福祉法人のあり方が問われる時代の分岐点と認識しなければならないと考えております。

私共は、時代の変化への的確な対応を念頭におきつつ、

- より質の高いサービスの提供
- 経営の合理化、健全化の促進
- 地域社会からの一層の信頼の確保

を基本命題として、第一次、第二次に引き続き、平成31年4月を起点とする、向こう5ヶ年間の「第三次中期行動計画」を策定することとします。

名 称 社会福祉法人貴 峯  
第三 次 中 期 行 動 計 画

期 間 平成31年4月1日～平成36年3月31日

構 成 法人経営の「基本方針」と「重点的取り組み」  
施設運営の「基本方針」と「重点的取り組み」

## II 法人経営の「基本方針」と「重点的取り組み」

### 基本方針

- 1 部門間連携の緊密化と相互協力体制の強化をとおして、統制のとれた一体的な組織運営に努めます。
- 2 社会福祉関係法令等を遵守し、職員に浸透徹底することによって、利用者並びに地域社会からの信頼に応えていきます。
- 3 利用者、職員等に対し、経営内容に係る情報の開示に努め、経営の透明化、信頼性の確保に努めます。
- 4 災害に強く安心のできる防災体制を確立するとともに、権利擁護、個人情報の保護等、今日的なテーマへの対応に努めます。

### 重点的取り組み

#### ○幹部会議の定例開催

幹部職員を構成員とする「運営会議」を定例的に開催し、課題の共有とその解決に努めます。

- ① 理事会、評議員会で定めた活動方針に即し、年間を通して着実な執行に努めます。
- ② 利用者の人権擁護、マイナンバーの取り扱い、苦情への対応等に係って、不斷の点検を重ね、利用者との信頼関係を築く礎とします。

#### ○業務連絡会の定例開催

「就労」、「生活介護」、「医療・看護」、「食事提供」の各部門の連携を密にし、円滑な施設運営を図るため、「業務連絡会」を定例的に開催します。

- ① 利用者中心の施設運営がなされるよう、各部門の連携を密にし、一体感のある利用者満足の実現に努めます。
- ② 食事提供部門については、利用者が安心して楽しく食べられる食事形態に努めます。

## ○指定共同生活援助事業（グループホーム）の体制整備

「指定共同生活援助事業」の円滑な運営を確保するとともに、さらなる利用ニーズの把握に努め、受け入れ体制を整えていきます。

- ① 共同生活援助事業の安定した運営に努めるとともに、在宅障害者の体験入所利用等を行なうなど地域での自立生活支援の充実に努めます。

## ○法人と施設の将来方向の研究

開設から今日までの身体障害者の支援施設としての使命、役割を基調におきながら、地域に生活する在宅の知的障害者ならびに精神障害者等への支援を視野に入れた法人と施設の将来のあり方について研究します。

- ① 就労、生活介護ならびにグループホームの事業展開において、障害の種別を問わず、幅広い受け入れ方策を研究します。

## ○地域支援センター敷地の活用

地域支援センター敷地の有効利用については、地域状況を勘案しながら法人の役割を果たすべく、「検討委員会」を設置するなどして協議します。

- ① 重症心身障害児の放課後等デイサービス設置の可否を含めて、在宅障害児及び家族への支援方向を検討します。
- ② 高齢者向け住宅や高齢者施設等整備の可否を含めて検討を行なうなどし、高齢の障害者対策も含めた敷地利用の方向を検討します。
- ③ 多様な機能を持たせるために、高齢化する地域状況を勘案し、訪問看護ステーションやヘルパー等居宅介護サービス事業の整備の可否についても検討します。

## ○防災対策の着実な整備

順次、防災資機材の充実を図るとともに、危険個所の点検や備蓄食糧の準備等に取り組み、安心・安全な体制を整えます。

- ① 定期的に防災訓練を行うとともに、必要に応じ、総合防災マニュアルの見直しを行います。

## Ⅲ 施設運営の「基本方針」と「重点的取り組み」

### 基本方針

- 1 利用者の権利を守り、利用者から信頼され、利用者が安心して働き、生きがいをもって生活できる施設を目指します。
- 2 より質の高いサービスを提供するため、職員の能力開発、研修を積み重ねることによって、専門性の向上に努めます。
- 3 就労分野に係って、高い品質を維持し、市場競争を生き抜くため必要な設備投資、新技術システムの導入等ハード、ソフト両面にわたって基盤整備に努めることとします。
- 4 地域社会との連携を強め、地域における障害者福祉の拠点施設としての責任、役割を果たします。

### 重点的な取り組み

## ○授産部の充実

営業活動の充実による、仕事量の確保及び新規作業種目ならびに新規顧客の開拓に努めるとともに、作業能力の維持ならびに高度化に向けた職員、利用者の確保・研修に取り組みます。

- ① 障害者優先調達推進法の活用を図り、公的機関からの印刷やクリーニングの受託を目指します。
- ② 利用者の高齢化に伴ない、組立・軽作業への転向希望が増えつつあることから、精密作業から粗大作業まで幅広い作業種目の導入に取り組みます。

- ③ クリーニング科においては、洗濯設備老朽化対策に併せ貴峯荘第2ワークピアで採用した機器と同様の、感染症等の対応に必要なバリア式のランドリーシステムを取り入れることとし、計画的に順次更新を行います。
- ④ 縫製にあっては、デザイン関係者の協力のもと、独自ブランド製品の開発・販売を検討します。

#### ○ボランティア受入れの計画的取り組み

ボランティア委員会を設置し、地元自治会との協調・連携のもとに、ボランティア登録ならびに受入れの「倍増」を目指して計画的に取り組みます。

- ① ボランティアの養成に努めます。
- ② 地域の学校のサークル活動と協力した利用者との交流の場を検討します。
- ③ 地域を巻き込んだ公開講座や研修に努めます。

#### ○日中活動のあり方検討

日中活動検討委員会を設置し、各種クラブ活動・社会参加活動・イベント行事等の現状分析と将来方向を検討します。

- ① 日中活動のプログラムの充実を図り、静的なプログラムの他に動的なプログラムの導入を検討します。
- ② 「ふれあいの家」や「ボランティアセンター」との連携のもと、季節に応じた散策等を日中活動の一環として計画的に実施します。
- ③ サークル活動の拡大を図り、利用者の希望に沿った活動を提供します。
- ④ 喫茶コーナーを設置するなど、余暇の拡大に向け新たな取り組みを検討します。
- ⑤ 有償移送サービスの活用や招待事業等の情報を積極的に提供し活動を拡大します。

#### ○研修の強化と職員自己啓発への支援

研修委員会の機能を強化し、職員の階層別（新人、中堅、幹部）、テーマ別（専門知識、一般教養）等、きめ細かな研修体系を築き、計画的に取り組むとともに、各種資格取得をはじめとする職員の自己啓発学習に対する支援に努めます。

- ① 専門的な技術を必要とする印刷やクリーニング等作業部門の職員育成に努め、利用者が働きやすい環境を提供します。
- ② 県社協主催の実践報告会に発表者としての参加を目指し、日々の支援の工夫に心がけます。
- ③ 胃ろう等経管栄養を必要としている利用者への支援が可能となるよう職員研修の実施（50時間研修）に努めます。
- ④ 積極的に介護福祉士等資格の取得奨励に努めます。
- ⑤ 職員の日々の努力が報われるような人事評価のあり方について、検討会を設置し、実現に努めます。

## ○通所部門の活動強化と相談機能の充実

地域支援センター等通所部門の活動強化の一環として、在宅障害者のニーズを把握し、「利用日の拡大」、「利用時間の延長」等により、「利用者の増」を目指すとともに相談機能の充実に努めます。

- ① 営業日の拡大や時間の延長の他、知的障害者や難病の利用者等身体障害者に限らず、多くの在宅障害者のニーズに応えます。
- ② 相談機能の充実を図り、関係事業所との連携を強化します。また、在宅障害者への支援施設の使命を果たすべく、障害支援認定調査やサービス等利用計画の作成、在宅相談等相談業務の充実に努めます。

## IV 附属資料

### 法人経営・施設運営の指針

使 命 利用者の働く場を確保するとともに健康で安心のできる定住拠点を築きます

基 本 理 念 自主・自立・安心・連携

利用者個々人の「自主性」「主体性」を尊重し、利用者の就労活動、社会参加活動等をとおして「自立」を促進するとともに、利用者にとって「安心」「安全」の定住拠点を地域社会との「連携」「交流」のもとに築いていきます

長 期 目 標

- 生産体制を整備し、就労支援により利用者の働きがい、生きがいの向上に努めます
- 日中活動の充実により、利用者満足の達成に努めます
- 職員の人材育成により、サービスの質の向上に努めます
- 職員が継続して勤務することができるよう介護負担の軽減や業務の効率化の環境整備に努めます
- 近隣市民との連携の絆を築くとともに、ボランティアエネルギーに支えられる施設をめざします

## 職員・5つの信条

### 支援の個別化

利用者一人ひとりのニーズを把握し、それぞれ好みやライフスタイルに合わせた画一的ではないサービスの提供に努めます。

### 安心の提供

就労・介護・医療・看護・食事提供等各部門の連携を密にし、事故や感染症を未然に防ぐため、リスクマネジメントを徹底することとします。

### 人権の擁護

すべての利用者が差別とストレスのない生活が送れるよう利用者の「知る」、「選ぶ」、「決める」権利の保障に努めます。

### 自己研鑽

進化する専門技術や知識を習得するため、研修への積極的な参加や自己研鑽に努力します。

### 地域社会との連携

職員自らが積極的に地域との結びつきを強め、地域の声に耳を傾けるよう努力します。